

三重県消防学校安全管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は三重県消防学校（以下「本校」という。）における学生の教育訓練及び学校職員の安全の確保に必要な事項を定め、安全管理の徹底による事故の防止及び被害の軽減を図り、もって安全な消防学校教育訓練の推進に寄与することを目的とする。

(総括安全管理者等)

第2条 前条の目的を達成するため、総括安全管理者、安全管理者、安全主任者及び安全担当者を置くものとする。

2 総括安全管理者は、副校長とする。

3 安全管理者は、教務課長、総括教官又は安全管理担当教官とする。

4 安全主任者は、教科担当教官とする。

5 安全担当者は、教科補助教官とする。

(総括安全管理者等の責務)

第3条 総括安全管理者は、学生及び学校職員（以下「学生等」という。）の安全管理業務を総括し、学生等の安全確保に努めるとともに、安全管理者、安全主任者、安全担当者及び安全に関係する者を監督指導する。

2 安全管理者は、学生等の教育訓練の推進者として、この基準に定めるところに従い、誠実に職務を遂行しなければならない。

3 安全主任者は、教育訓練時における学生等の活動状況等を的確に把握し、安全管理の徹底に務めなければならない。

4 安全担当者は、安全主任者と協力して教育訓練時の安全確保に配慮するとともに、学生等の安全管理に努め、訓練が円滑に実施できるよう配慮しなければならない。

(校長の責務)

第4条 校長は、本校の安全管理の最高責任者として、事故の防止及び軽減を図り、安全の維持向上に努めなければならない。

第2章 安全管理体制

(学校教育における安全管理)

第5条 学校教育における安全管理に関する細目については、別に定める「三重県消防学校教育訓練安全管理要綱」によるものとする。

(庁舎、施設等の整備)

第6条 校長は、常に安全管理に配慮し、庁舎、施設等の整備に努めるとともに、必要な安全措置を講じなければならない。

(訓練施設等の安全点検)

第7条 総括安全管理者は、年1回以上、庁舎、施設等を点検し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに校長に報告し必要な措置を講じなければならない。

2 安全管理者は、年4回（約3ヶ月に1回）以上、庁舎、施設等を点検し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに総括安全管理者に報告しなければならない。

3 総括安全管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに安全確保に必要な措置を講じなければならない。

4 安全主任者及び安全担当者は、教育訓練の実施前及び終了後には、必ず施設及び使用資機材の点検、整備を実施し、異常が認められた場合は、直ちに必要な措置を講じ、常に安全確保に努めるとともに、安全管理者に報告しなければならない。

(点検及び報告要領)

第8条 前条の規定による点検報告の様式は別に定める。

(事故報告)

第9条 教育訓練中等において、学生等に事故等が発生した場合には、関係する職員は「三重県消防学校事故処理要領」により、速やかに校長に報告しなければならない。

(安全関係者会議)

第10条 校長は、教育訓練等の安全管理に必要な事項と調査研究を行うため、少なくとも年間1回以上安全関係者会議(構成員の2/3以上の出席)を招集し、次の事項を協議する。

- (1) 庁舎、教育訓練施設等及び教育訓練等における危険防止対策及び改善に関すること。
- (2) 発生した事故原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (3) 教育訓練用資機材及び訓練場所等についての安全管理に関する記録、点検及び整備に関すること。
- (4) 安全管理の教育及び指導に関すること。
- (5) 校内における消火、通報、避難訓練及び消防用設備の点検整備に関すること。
- (6) 学生の健康状態の把握及び健康相談に関すること。
- (7) 伝染病、食中毒等に関する予防措置に関すること。
- (8) 救急医療薬品の常備に関すること。
- (9) その他安全衛生上必要とすること。

2 安全関係者会議の構成員は、本校職員全員(非常勤職員を除く。)とする。
なお、必要に応じて本校に関係する者を加えることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年12月18日から施行する。

この規程は、平成14年4月8日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。